

○国立大学法人筑波技術大学個人情報管理委員会規程

平成 17 年 10 月 3 日
規 程 第 21 号

最終改正 令和 5 年 6 月 28 日規程第 27 号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人筑波技術大学組織及び管理運営に関する規則（平成 17 年 10 月 3 日規則第 1 号）第 22 条第 3 項及び国立大学法人筑波技術大学保有個人情報保護管理規則（令和 4 年規則第 9 号）第 7 条第 3 項の規定に基づき、個人情報管理委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項等)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議するとともに、保有個人情報等の保護及び管理に関する事項について、連絡・調整するものとする。

- (1) 保有個人情報の開示請求に関する事項
- (2) 保有個人情報の訂正請求に関する事項
- (3) 保有個人情報の利用停止請求に関する事項
- (4) 審査請求に関する事項
- (5) 行政機関等匿名加工情報の提供に関する事項
- (6) その他保有個人情報等の保護及び管理に関する重要事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 総括保護管理者
 - (2) 保護管理者
- (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、総括保護管理者をもって充て、副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(定足数)

第5条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第6条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(専門委員会の設置)

第7条 委員会の下に、専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会は、委員のうちから委員長が指名する者及び委員長が指名する職員をもって組織する。
- (守秘義務)

第8条 委員は、委員会において知り得た個人情報等について、守秘義務を負うものとする。

- 2 前項の規定は、第 6 条及び第 7 条に規定する委員以外の出席者について準用する。

(事務)

第9条 委員会に関する事務は、総務課において処理する。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年10月3日から施行し、同年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成30年2月28日から施行し、同年2月23日から適用する。

附 則

この規程は、令和4年7月27日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和5年7月1日から施行する。